

## 第21回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年1月9日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 保坂正雄
  - 2番 石渡正明
  - 3番 切替三夫
  - 4番 奥野元好
  - 5番 地引正和
  - 6番 注連野千佳代
  - 7番 有原敏夫
  - 8番 若林豊
  - 10番 露崎春雄
  - 11番 山口武夫
  - 12番 中川喜一郎
  - 13番 小泉勝彦
  - 14番 山口勝久
  - 15番 関根芳夫
  - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
  - 9番 渡邊美代子
- 6 農林振興課職員 1名  
篠原主査
- 7 出席事務局職員 4名  
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井副主査

## ◎開 会

平成30年1月9日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、始めさせていただきます。

初めに、会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、きょうはご苦労さまでございます。新年初めてでございますので、明けましておめでとうでございます。本年もよろしくどうぞお願いいたします。

ことは、三が日は非常に好天に恵まれまして、穏やかな正月だったと思います。いぬ年でございますので、それこそワンダフルな1年に過ごしたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、地引会長、よろしくお願いします。

○議長（地引正和君） では、ただいまより第21回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、渡邊美代子委員から本日欠席の届け出が出ております。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

13番、小泉勝彦委員、15番、関根芳夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

## ◎議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案1ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が自身の所有する農地3筆を太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成29年12月13日に申請書の提出がなされております。

総会資料の1ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南東側約1.6キロメートル、久保田保育所からは西側約250メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料2ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で280枚設置される計画となっております。排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。総会資料3ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、中川喜一郎委員。

○12番（中川喜一郎君） 中川です。今事務局のほうから報告がありましたので、特別補足することないと思うのですが、とりあえず発表します。

昨年の12月27日11時過ぎから奥野委員と現地、私と2人で、先方はこの近くの〇〇〇、それから〇〇〇の〇〇〇という会社のマネジャーの方で現場の説明、それとこの所有者の息子さんも立ち会っていただきました。面積的には1,428平方メートルということで、余り大きいソーラー設備ではないかと思うのですが、見た限りでは1軒民家があつて、あとは田んぼがありますけれども、特に問題になるようなことは感じませんでした。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した4番、奥野元好委員から補足説明があればお伺いいたします。

○4番（奥野元好君） 4番、奥野です。説明はございません。

以上のとおりです。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案1ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が自身の所有する農地を長屋住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成29年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料4ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側約900メートル、奈良輪小学校の南側前に位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料5ページのとおりであり、木造2階建て1棟の長屋住宅を整備する計画となっております。排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、また雨水については敷地内に雨水貯留槽を設け、流出量を抑制の後、汚水、雑排水とともに既設の市有排水路へ放流する計画となっております。所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料6ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。昨年12月28日、地引会長と申請人の代理人の〇〇〇さん、3人で現地を見に行きました。事務局の説明のとおり、排水、あと道路のセットバック等、何の問題もないと思われませんが、6ページの写真の上のほう、ちょっと何か建設残土のようなものが見られましたので、これを撤去してから工事に取りかかるようにということでお願いをしてみました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受け、専用住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成29年12月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料7ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の南東側約2.7キロメートル、根形中学校の北西側約1.6キロメートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は、原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定される集落接続に該当し、君津農業事務所と現地確認を行いました。その集落接続で共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料9ページのとおりであり、木造平家建ての専用住宅を整備する計画となっております。排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、また雨水については敷地内に浸透ますを設けて抑制後、オーバーフロー分を宅内最終雨水ますにより既設の市有排水路へ放流する計画となっております。

なお、申請地ですが、埋蔵文化財包蔵地である向山野遺跡、及び真理場古墳群が該当し、文化財保護法による発掘調査が必要となるところでございますけれども、この取り扱いについては教育委員会生涯学習課と協議がなされております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。12月の26日に申請人と現地立ち会い、現地を確認しましたところ、現地はきれいに整備されており、ちょうど行ったときに、先ほど事務局が言われたとおりこの辺は文化財の出るところなのです。だから、文化財の試掘をやっていました。ほかには特には何も問題ないと思います。ひとつ審議のほどよろしくお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成29年度第9次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成29年度第9次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

この平成29年度第9次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が6件で、そのうち1件は農地中間管理事業による利用権設定となっております。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の10ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は、合計で197.49アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、通常の利用権設定が1ページから3ページ、農地中間管理事業による利用権設定が6ページから7ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりとな

っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成29年度第8次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成29年度第8次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 皆さん、こんにちは。農林振興課、篠原と申します。それでは、議案第4号、農用地利用配分計画（案）の承認についてということでご説明を申し上げます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通じて、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺うものでございます。今回は配分計画（案）が1件となっております。

まず、3ページ、4ページからでございますが、農地の借り受け者は〇〇〇の株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇さんです。借り受ける農地につきましては、飯富地先11筆、3,969平方メートルとなっており、先ほど議案第3号の中で説明のありました利用集積計画（案）整理番号29—12—6に記載している内容でございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては、5ページ、6ページとなっており、7ページは借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

#### ◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の3ページから6ページになりますけれども、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年11月1日から平成29年11月30日までで13件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案7ページでございますけれども、農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年11月1日から平成29年11月30日までで1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局、何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） ないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第21回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時25分 閉会